

## 【7】

氏名(本籍)	あお 青	やま 山	はる 治	き 城	(福井県)
学位の種類	法	学	博	士	
学位記番号	博	甲	第	120	号
学位授与年月日	昭和57年	3	月	25	日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当				
審査研究科	社会科学研究科 法学専攻				
学位論文題目	現代における法哲学の可能性 —法哲学に残された問題領域についての一考察—				
主査	筑波大学教授		木	下	明
副査	南山大学教授	法学博士	阿	南	成一
副査	筑波大学教授	文学博士	中	埜	肇

## 論 文 の 要 旨

(1) 本論文は、現代における哲学の問題意識、とくに科学(学問)に対する問題意識を基にして、法哲学の学としての存立の可能性を検討し、法哲学に残された問題領域について考察を試みたものであり、内容は緒論、第1章「問題状況」、第2章「法哲学の基本問題」、第3章「現象学と法哲学」、終章「現代における法哲学の可能性」から成る。

(2) 第1章では、まず哲学の科学に対する問題意識の変革の歴史を素描し、「主観と客観」という思考図式の超克を試みる現代哲学に問題意識の変革を求める。次いで、法哲学においてこれまで相對峙してきた二つの思潮である「実証主義的法理論」と「古典的自然法論」のそれぞれの主張内容を検討し、いずれも「主観と客観」あるいは「主観か客観か」という思考図式に立脚するものであることを指摘し、法哲学の論議が不毛に終らずに学として成り立つためには、この「主観—客観」の思考図式を超克しようとする現代哲学の上に法哲学を打ち立てる学問的必要が論及されている。

(3) 第2章では、まず、「主観—客観」の超克を試みた現代の哲学として「現象学」と「実存哲学」をとりあげ、これらの哲学をとりいれた法哲学説を概観するとともに、かかる法哲学説において法の基本問題である「法の認識」および「法の存在」の問題が、どのように取り扱われているかが論述されている。また、法の基本問題が、これらの哲学によって、新たな視点から解明される可能性がみられるものの、初期現象学に依拠する法哲学説にはそれなりの限界があること、さらに、実存哲学に依拠するとき観念論的ならびに実証主義的法哲学に対する根源的批判の可能性は期待できるが、法学との乖離が避けがたいことが、的確に指摘されている。

(4) 第3章では、まず現象学の発展（後期現象学）の中での「相互主観性の現象学」の成立の経過と意義とを考察し、その後の現象学の展開を実存論的展開、構造論的展開および解釈学的展開に分けて概説し、その中の構造論的展開の延長線上でシステム理論を提唱したルーマンの「システム構造論的法理論」を詳細に論述し、ほんらい法社会学理論として展開されたルーマンの開かれたシステム構造の方法論が、法哲学にも新たな学問的視野を与える可能性が検討され、それに基づいて論者自身の法哲学の方法論を立てようとしている。

## 審 査 の 要 旨

(1) 本論文は、わが国ではもちろん、ドイツにおいても、後期現象学の成果をとり入れた法哲学が皆無と言ってよいなかで、この未踏の分野で法哲学の成立の可能性を探求した意欲的、かつ独創的な試みである。わが国にとっても、哲学、ことに現代の哲学を基礎に法哲学の存立意義そのものを問う試みがほとんどなされていないことにかんがみると、本論文は貴重な労作と評価することができる。

(2) 本論文の主眼は「システム構造論」であるが、この難解なルーマンの所説と方法論とをかなりよく消化し、現象学との関連も一応よく捉えられているが、法哲学との関連についてはやや説明不足である。システム構造論は無限の可能性に開かれた方法論であり、これまでの閉じられた法哲学説に対する批判のための方法論ではありえても、この方法論によって具体的な法律問題や法律制度に対して何を立言できるかは未知数である。この点についても論者は新しい視点からの批判機能をそこに求めるにとどめているが、本論文を契機にわが国の法哲学界で議論が深められるものと思われる。

(3) 個々のいうなら、未熟なところや説明不足あるいは表現の生硬さなどが見られないことはないが、現代の哲学の中でも難解な「現象学」および「実存哲学」をよく読みとり、問題点もしっかり把握している。また、必要な内外の文献も渉猟し、問題意識に則して論述もよく展開されており、学界においても十分に評価されるものと思われる。

(4) 総じていえば、本論文は未踏の分野に意欲的に取り組み、哲学と法学との架橋という大きな構想の第一歩をしるしたもので、今後具体的な法領域に関してこの構想を試すことによって、より豊かな研究成果を挙げうるものと期待される。

よって著者は法学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。